

ID: 262

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第21条の2
例 規 番 号	昭和38年条例第10号
【根拠条文】 (保険料の減免) 第21条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により重大な被害を受けた者 (2) 事業又は業務の休廃止、失業その他の理由により収入が著しく減少した者 (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。 (4) 前3号に定めるもののほか、公益上その他の理由により市長が特に必要があると認める者 【基準】 根拠条文及び芦屋市国民健康保険条例施行規則第22条の規定による。 (保険料の減免基準) 第22条 条例第21条の2各号のいずれかに該当する者の減免基準は、別に定めのある場合を除き、同条第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては別表に、同条第3号に該当する者にあつては次に定めるところによる。 (1) 当分の間、条例第21条の2第3号ア及びイに該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず免除する。 (2) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次のア又はイに定めるとおり減免する。ただし、条例第17条第1項第1号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「7割軽	

減世帯」という。)又は同条第1項第2号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「5割軽減世帯」という。)に属する旧被扶養者については、減免しない。 ア 条例第17条第1項第3号の規定の適用がある世帯(同条第4項において準用する場合を含む。以下「2割軽減世帯」という。)に属する旧被扶養者 被保険者均等割額の3割 イ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯に属する旧被扶養者 被保険者均等割額の5割 (3) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、当該世帯の被保険者が旧被扶養者のみで構成されている世帯に限り、次のアからエまでに定めるとおり減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、7割軽減世帯若しくは5割軽減世帯又は特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。)である場合は、減免しない。 ア 2割軽減世帯で、かつ、特定継続世帯(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第8号イに規定する特定継続世帯をいう。以下この号において同じ。)に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の1割 イ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯で、かつ、特定継続世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の2. 5割 ウ 2割軽減世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の3割 エ 条例第17条第1項各号に該当しない世帯に属する旧被扶養者 世帯別平等割額の5割			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日